

# 気づいて！つないで！見守ろう！

～消費者被害防止のために～

平成30年度VOL.5



厚生労働省は消費者被害に関する調査を実施しています。  
一部抜粋してお知らせします。

平成26年度老人保健事業推進等補助金老人保健健康増進等事業  
受託法人： 公益社団法人あい権利擁護支援ネット

消費者安全確保地域協議会設置しませんか



## 〈地域包括支援センターが消費生活センターとの連携で感じる課題〉

- 包括から消費生活相談センターに報告、相談を入れる事例はあるが、比較的、報告で終わってしまい、その後の連携まで至っていない。
- 社名を公表して注意喚起をしたいが、かなりの数の被害事例が上がらないと、自治体から公表されない。消費生活センターからも情報（具体的な）は入らない。
- 消費生活センターと連携がとりにくい。話し中が多く、電話がつながらない。
- 市の消費生活センターは相談員が常駐していないため、タイムリーに相談しにくい。
- 地域包括支援センターと消費生活センターの間に情報交換する場がなく、消費被害と思われる事案を連絡しても、その後どのような対応をもらったのかが見えてこない。また、地域でどのような相談（被害）が多いのかが分からず、対策や注意喚起ができていない。

## 〈消費生活センターが個人情報について感じる課題〉

- 相談で窓口に来ていただいた時に、地域包括支援センターにもかかわってもらうよう案内をしているが、本人又は家族からの申し出がない場合、サポートすることができない。
- 被害者の救済や予防のためには、個人を特定して、地域包括支援センターと協力することが早道だが、個人情報となるので相談内容も含め、情報交換が難しい。
- 消費生活センターではあくまで当事者の申出で動きます。判断能力の低下を感じても家族提供は守秘義務の観点から迷うところです。

それぞれに課題を感じているようですね



次号では協議会既設置市町村の状況について  
お伝えします。